

家庭用厨房・給湯・暖房選択約款
(家庭用3点セット料金)

平成29年4月1日

伊万里ガス株式会社

家庭用厨房・給湯・暖房選択約款

1. 目的

この選択約款は、家庭用厨房・給湯分野における安定的な需要の確保と暖房分野における機器の普及を通じ、当社の製造供給設備の効率的な利用またはその他の効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3) 及び (4) のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付を行います。
- (2) お客さまは、(1) に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「厨房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する調理用の機器をいいます。
- (2) 「給湯機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、温水を作る機能を有する燃焼機器をいいます。
- (3) 「暖房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、暖房を行う機能を有する燃焼機器もしくは温水機器によって作られた温水を利用して暖房を行うシステムのことをいいます。
- (4) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所などの業務に使用する設備がない住宅をいいます。
- (5) 「店舗兼用住宅」とは、店舗としてしようするために設備された部分と住居の目的に使用する部分とが結合している住宅をいいます。

- (6) 「その他期」とは5月分から11月分までをいい、「冬期」とは12月分から4月分までをいいます。
- (7) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (8) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金（税抜）または調整単位料金をいいます。
- (9) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款については8%といたします。

4. 適用条件

家庭用として専用住宅および1需要場所におけるガスメーターの能力が6立方メートル毎時以下の店舗兼住宅で風呂・給湯に給湯器を使用し、併せて厨房機器・暖房機器を使用する需要で、お客様がこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。
- (2) お客様は、この選択約款を承諾の上、所定の申込書を用いて、当社に申し込んでいただきます。
- (3) 契約の期間は次の期間といたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から原則1年間といたします。
 - ② ガス小売供給約款に定める契約（以下「小売約款」といいます。）または他の選択約款からこの約款へ変更した場合には、この約款の契約期間は、変更の日から1年間といたします。なお、変更前の契約の契約期間は、この約款への変更日までといたします。
 - ③ 契約期間満了に先立って解約または変更の申し込みがない場合は、契約はさらに1年間延長することとし、以降も同様といたします。
- (4) 当社は、この約款の契約期間満了前に解約またはガス小売供給約款への変更をされた方が、同一場所でこの約款の申し込みをされた場合、または他の選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または小売約款への変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、解約または小売約款への変更が設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (5) 当社は、お客様がこの約款の契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、申し込みを承諾できないことがあります。ただし、他の選択約款への変更が、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (6) 当社は、お客様が当社とこの約款、小売約款又は他の選択約款にもとづく料金を小売約款に規程する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。
- (7) 当社は、お客様が当社とこの約款に基づく料金を小売約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、小売約款の申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使

用量を算定いたします。

7. 料金

(1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日から起算して 20 日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます。）を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を 3 パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」（消費税等相当額含みます。）を料金として支払っていただきます。

尚、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

(2) 当社は、冬期に属する料金算定期間の場合には、別表の料金表（料金表の基本料金、基準単位数料金又は 8 の規定により調整単位数料金を算定した場合は、その調整単位数料金を用います。）を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

その他期に属する料金算定期間の場合には、小売約款に定める料金の料金表を適用して早収料金または遅収料金を算定いたします。

8. 単位数料金の調整

(1) 当社は、毎月 (2) ②により算定した平均原料価格が (2) ①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位数料金に対応する調整単位数料金を算定いたします。この場合、基準単位数流金に替えてその調整単位数料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位数料金の適用基準は別表 3 のとおりといたします。

①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\begin{aligned} & \text{調整単位数料金 (1 立方メートルあたり)} \\ & = \text{基準単位数料金} + 0.092 \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\begin{aligned} & \text{調整単位数料金 (1 立方メートルあたり)} \\ & = \text{基準単位数料金} - 0.092 \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第 5 位以下の端数は、切り捨てます。

(2) (1) に規定する基準平均原料価格、平均原料価格、原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

①基準平均原料価格（トンあたり）

58,420 円

②平均原料価格（トンあたり）

別表 1 (2) に定められた各 3 ヶ月間における通関統計の数量および価額から算定したトンあたり LNG 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）およびトンあたり LPG 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

平均原料価格

$$= (\text{トンあたり LNG 平均原料価格}) \times 0.9651 + (\text{トンあたり LPG 平均価格}) \times 0.0388$$

(備考)

トンあたり LNG 平均価格およびトンあたり LPG 平均価格は、当社に掲示いたします。

③原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の 100 円未満の端数を切り捨てた 100 円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. 契約の変更または解除

- (1) お客様のガス使用計画に変更がある場合、または 2 (2) によりこの契約が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解消することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客様に契約違反があった場合 (4 の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。) には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

10. 設置確認について

- (1) 当社は厨房機器、給湯機器および暖房機器が設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの約款の申し込みを承諾しない、又はすみやかにこの約款にもとづく契約を解消し解約日以降小売約款を適用いたします。
- (2) 厨房機器、給湯機器、暖房機器を取り外すなど、4 に定める適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社に連絡していただきます。なお、適用条件を満たさなくなった場合は、この約款にもとづく契約を解約したものといたします。

11. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付則

1. 実施の期日

この選択約款は、平成 29 年 4 月 1 日から実施いたします。

(別表)

1. 早収料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金または、8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (2) 調整単位料金は、次のとおりといたします。
- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑬早収料金および遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。

(小数点以下の端数切り捨て)

- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1+消費税率)
- ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)

2. 料金表（冬期）

(1) 適用区分

料金表 A 使用量が 0 立方メートルから 25 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 B 使用量が 25 立方メートルをこえ、35 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 C 使用量が 35 立方メートルをこえ、55 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 D 使用量が 55 立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表 A（消費税等相当額を含みます）

① 基本料金

1 ヶ月およびガスメーター1 個につき	831.60 円（税込）
---------------------	--------------

② 基準単位料金

1 立方メートルにつき	250.3343 円（税込）
-------------	----------------

③ 調整単位料金

2 の基準単位料金をもとに、8 の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。

(3) 料金表 B（消費税等相当額を含みます）

① 基本料金

1 ヶ月およびガスメーター1 個につき	1,533.60 円（税込）
---------------------	----------------

② 基準単位料金

1 立方メートルにつき	221.8979 円（税込）
-------------	----------------

③ 調整単位料金

2 の基準単位料金をもとに、8 の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。

(4) 料金表 C（消費税等相当額含みます）

① 基本料金

1 ヶ月およびガスメーター1 個につき	3,078.00 円（税込）
---------------------	----------------

② 基準単位料金

1 立方メートルにつき	177.7367 円（税込）
-------------	----------------

③ 調整単位料金

2の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

(5) 料金表 D (消費税等相当額を含みます)

① 基本料金

1ヶ月およびガスメーター1個につき	4,017.60円(税込)
-------------------	---------------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	160.6511円(税込)
------------	---------------

③ 調整単位料金

2の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。